

平成28年6月定例会 厚生常任委員会記録

平成28年6月17日（金）

平成28年6月20日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成28年 6 月17日（金） 5 頁

平成28年 6 月20日（月） 53頁

平成28年6月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月17日（金）	<p>開会</p> <p>審査日程の決定、その他</p> <p>健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第16号</p> <p>市民環境部関係議案審査 議案乙第17号、議案乙第18号 議案甲第16号、議案甲第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第2日	6月20日（月）	<p>議案審査 議案乙第16号、議案乙第17号、議案乙第18号 議案甲第16号、議案甲第17号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課、市民環境部市民協働推進課） プロサッカー支援拠点施設環境整備事業費について 旭まちづくり推進センター改修事業の改修計画素案について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成28年6月16日付託]

議案乙第16号	平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)	[可決]
議案乙第17号	平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第18号	専決処分事項の承認について	[承認]
議案甲第16号	専決処分事項の承認について	[承認]
議案甲第17号	専決処分事項の承認について	[承認]

[平成28年6月20日 委員会議決]

2 報 告

プロサッカー支援拠点施設環境整備事業費について(健康福祉みらい部スポーツ振興課)
旭まちづくり推進センター改修事業の改修計画素案について(市民環境部市民協働推進課)

平成28年 6 月 17 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課保健予防係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課健康保険係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 村山 一成

文化芸術振興課文化芸術振興係長 林 康司

スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課担当係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	徳淵 悦子
市民課整備係長	原 隆士
市民課市民係長	大石 昌平
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	青木 博美
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	槇 浩喜
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環境対策課担当係長	野中 潤二

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

[説明、質疑]

市民環境部関係議案審査

議案乙第17号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第18号 専決処分事項の承認について

議案甲第16号 専決処分事項の承認について

議案甲第17号 専決処分事項の承認について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

では、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

健康福祉みらい部関係の議案は、部長から話がありましたけれども、議案乙第16号の1議案でございます。

それでは、議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

吉田忠典社会福祉課長

ただいま議題となっております、議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、健康福祉みらい部関係分につきまして委員会資料に沿って御説明のほうを申し上げます。

それでは、委員会資料の1ページ目をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金につきましては、国民健康保険事業の県内一元化に向けて都道府県が行います納付金等の算定業務を支援するシステムの稼働に必要な情報を提供するために、市町のシステム改修に要する費用を補助するための国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。

歳入は以上でございます。

引き続きまして、次に歳出でございます。

同じく、委員会資料1ページをお願いいたします。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、節28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金で、歳入のところで申し上げました国民健康保険制度関係業務準備事業に要する費用を国保特会に繰り出すものでございます。

その下、項5. 災害救助費、目1. 災害救助費、節20. 扶助費につきましては、去る5月7日に東町で発生いたしました火災により、死者1名、全焼2世帯の被害が出ましたので、見舞金を支給した結果、現計予算額が0円となりましたので、当初予算と同額の20万円の補正をお願いするものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費、節13. 委託料につきましては、国から平成28年度社会保障・税番号制度システム整備事業の実施要綱がおりてきましたので、

その対応に係る健康管理システム改修委託料でございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下の段でございます。

款 10. 教育費、項 5. 保健体育費、目 1. 保健体育総務費でございます。

節 11. 需用費につきましては、4月に改選がございました、スポーツ推進委員の新任者5人分のジャージ、ウィンドブレーカーに要する経費の補正でございます。

以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

引き続き、報告第7号 繰越明許費繰越計算書中、こども育成課関係分について御説明申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費、事業名、保育料算定システム改修事業につきましては、国が平成 28 年 4 月から実施している多子世帯等への保育料軽減策拡充に伴います保育料算定システム改修を行うもので、繰越により本年度に実施するものでございます。

本事業につきましては、国の平成 27 年度補正予算に対応する必要があったため、3月補正予算で計上しておりましたが、改修作業が年度末までに間に合わないことから、本年度に繰り越すことにつきまして平成 28 年 3 月議会で議決をいただいていたところでございます。

今回、繰越額が 200 万円に確定いたしましたことから御報告するものでございます。

古賀達也スポーツ振興課長

その下の段でございます。

款 10. 教育費、項 5. 保健体育費の繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

まず、スタジアムネーミングライツ企業特典事業につきましては、企業特典事業の内容を協議した結果、契約期間、本年 2 月から 11 月までのうち、4 月から 11 月分までが確定いたしましたので繰越計算書の報告をするものでございます。

また、その下の段でございます。

(仮称)健康スポーツセンター整備事業につきましては、基本設計に時間を要しまして、平成 27 年度内完了が困難なため、契約の前金払い分を支出しておりまして、残りの分を繰越額として確定いたしております。

なお、健康スポーツセンター整備事業につきましては、現在、基本設計、それから実施設計の精査を行っているところでございます。特に、熊本地震等がございまして、天井の部材等の精査等を行っているところでございます。

また、合わせまして、建設後の運営等について検討を行っているところでございます。

以上で、健康福祉みらい部の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

どなたかございますか。

西依義規委員

ちょっと聞き漏らしたと思うんですけど、災害見舞金の対象者と支出方法をちょっと教えてください。

吉田忠典社会福祉課長

災害見舞金の対象者につきましては、住家の全焼または半焼の世帯に1世帯当たり10万円、そして、死者、1人当たり10万円となっております。

それで、今回、住家の全焼が2棟、そして、死者1名出ておりますので、合わせて30万円の支出をしているところでございます。

西依義規委員

これは、何かの条例……、何かで決まっているんですか。そういうふうに支出するっていうのは。

吉田忠典社会福祉課長

この部分につきましては、鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例によって決まっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

2ページをお願いします。

繰り越しの分ですけど、さっき保育料算定システム改修事業のことで御説明があったんですけど、これ、ちょっと外れるかもしれないですけど、多子世帯等とかひとり親世帯等の分のシステム改修事業ということで、まずよろしいですね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

はい、そうです。

樋口伸一郎委員

これ、システム改修事業は、これはこれで必要だと思うんですけど、今後、この多子世帯等とかひとり親世帯等をこれに応じて、現状把握であったり、変わった部分の把握をしていかないといけないと思うんですけど、そのあたりの今現状ってどういうふうになっているんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

現時点では、まだシステムの改修ができておりませんので、現在のシステムの中で、ほぼ

手処理のような形になりますけれども、全て対象者を出して、軽減措置を図っているところ
でございます。

システム改修が完了いたしますと、この中で漏れがあったりとか、そういうのを拾う事が
できますので、万が一、それで漏れている方がいらっしゃれば、その時点でまた保育料の算
定し直しになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

では、保育料算定だけじゃなくて、そうした漏れがあったときの場合のシステムもこの中
に含まれているということですかですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

成富牧男委員

まず、1 ページ目の歳入の分ですけど、これ、今現在の県なりで統一するためということ
でしょうけど、この必要な経費……、先ほど言われたかもしれんけど、もう一度お願いしま
す。

必要な経費、具体的に何のための 162 万円なのかっていうことと、今の進捗状況といいま
すか、これからの県内統一の見通しですね、そういうところをちょっと御説明ください。

吉田忠典社会福祉課長

今回のシステムの改修という部分でございますけれども、国保事業のほうの改修でござい
まして、県が保険料収入等の算出を行う形になります。その算出に必要なデータを市町のほ
うが県のほうに提供するというところで、市町が提供するデータを提供するためのシステム
の改修という形になっております。

もう 1 つの見通し等につきましては、国保事業のところでございますので、国保の特会の
ほうでお聞きいただければと思います。

成富牧男委員

済みません、その市町のデータというのは、具体的にどういうデータが行くんですか。

吉田忠典社会福祉課長

納付金の算定の要素ということで、例えば、年齢階層別被保険者数とか、所得階層別世帯
数、あるいは所得の総額、あと介護保険 2 号保険者数等のデータというふうに聞き及んでお
ります。

成富牧男委員

それでは、次に民生費、災害救助費。これ、若干の説明は以前あったと思いますが死者 1
名、全焼が 2 軒かな。

あのときに原因とかはまだ今のところを調査中というような話だったと思いますが、それは何か明らかになったのでしょうか。

それから、お亡くなりになった方は、例えば福祉的な何か援助というか、それを受けてあった方なのか、全然それとは無関係だったのか、そこんところわかれば、余り言われんということだったら、それでもいいですけど。わかる範囲で。

吉田忠典社会福祉課長

火災の原因につきましては、現時点でも不明というところでございます。

お亡くなりになった方は、以前は福祉関係の受給者であったということはありませんけれども、現時点では、お亡くなりになった時点では、何も福祉のサービスは受けていらっしやらなかったということでございます。

成富牧男委員

済みません、ストレートにもっと聞けばよかったんでしょうけど、要はもっと何か援助があれば死ななくて済んだとか、そういう問題ではなかったのか。例えば、年齢的に言うとまだ50代の方やったでしょう、50代やない、高齢者やなかったですよ。ですから、何かそういう、福祉の手が差し伸べられていたらとかいうのがあるのかないのか。

中川原豊志委員長

わかりますか。

吉田忠典社会福祉課長

年齢的には52歳の方でいらっしやいました。

ただ、出火の時間が午前4時半というところでございまして、もし何らかの援助とか、そういうのが必要だったかどうかというのは、私どものほうでもお答えできかねるかとは思いますが。

成富牧男委員

身体的にどう……、まあ精神のほうもでしょうけれども、そういう何か障害があったとか、御不自由だったとか、そういう方じゃなかったんですね。

吉田忠典社会福祉課長

身体的なそういったハンディキャップをお持ちではなかったというふうにはお聞きしております。

成富牧男委員

わかりました。

それと、続きまして、次は衛生費の分ですね、予防費。健康管理システムの中身をちょっと教えていただけますか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

妊婦健康管理システムは、保健センターで行っております妊婦さんから高齢者までの健康診査の結果を管理しているのと、健康相談とかがん検診等の結果、それから、通知出力等の管理を行っているシステムでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

ごめんなさい。

そうしたら、それを今回改修する理由は、マイナンバーとかの絡みがあるんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

今回、マイナンバー制度の導入に係るシステム改修ということで、平成 26 年度から、国のほうから実施要綱がおりてきておりまして、平成 27 年度までに中間サーバーとつなげるプログラムが完成をしております、今年度につきましては、平成 29 年 7 月から情報連携が開始になるものですから、その連携がうまくいくかどうかのテストを行う年度となっております。

以上です。

成富牧男委員

わかりました。

中川原豊志委員長

ほかございますか。

西依義規委員

済みません、ちょっと細かい……、教育費のスポーツ推進員さんの被服費なんですけど、これは、当初予算で何でオーバーしたのかっていう理由はあるんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

スポーツ推進員につきましては、任期が 2 年となっております。

それで、本年度から改選ということで、例年、改選期につきましては、まだ当初予算を編成するに当たりましては、どれくらいのスポーツ推進員さんが交代されるのかわからないということで、当初予算には計上いたしておりません。

確定後、6 月で補正予算を例年提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

じゃあちょっと、本当、細かいですけど、需用費の 28 万 1,000 円の主な支出は、ジャージとかが主なんですか。ほかにもいろいろあるんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

需用費の中で消耗品等の支出でございまして、今回、被服費といたしまして8万1,000円を補正させていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、20万円は違うものに使っているということですね。

古賀達也スポーツ振興課長

そうでございます。

成富牧男委員

2ページ目の、教育費の（仮称）健康スポーツセンター整備事業、これちょっと勉強のためにお聞きしたいんですが、全体で2,376万円、これ設計委託料ですよ。

それで、大体の基準があると思うんですけど、基準というのは、事業建設費、整備事業費の建設費として、主に。そういうもの見込みに対して、大体、その金額に応じて、割合、これぐらいを設計委託料で見るといいたいのが標準みたいなのがあると思うんですけども、参考のために教えていただけますか。

古賀達也スポーツ振興課長

基本、建設費に対して幾らぐらいの委託料というような基準があるということは、ちょっと把握いたしておりません。

この（仮称）健康スポーツセンターの設計につきましては、当初、補正で計上させていただいた時には5,000万円程度でございましたけれども、その後、昨年12月で入札の結果によりまして、減額をさせていただいたところでございます。

建設費に対しまして、幾らぐらいがというような基準がという部分については把握いたしておりません。

以上でございます。

成富牧男委員

ごめんなさい、私がちょっと勘違いして言ったようなところがありますので、再度お尋ねしますが、当初は5,000万円という金額、委託料を決める際には、何か根拠があったはずなんです。例えば、20億円というのがあったやないですか、最初ね。

それで、5,000万円というふうに設定された根拠っていうのが、何かやっぱり、設計委託料が金額に応じて何%ぐらいというのがあったんじゃないかなと思うんですが、そういうのはいないんですか。

なければ、もうすでに終わったやつですので、はっきりないと言ってもらってもいいです。

大石泰之スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

設計を算定するに当たりましては、工事費の何%ということではなくて、設計の難易度、それから、今回の場合、プールという建物の用途、あとその床面積などをもとにして算定することになっております。単純に工事費の何%ということではなくて、その難易度、それから、設計に要する期間などから設計、建築士の単価などをもとに算定することになっております。それをもとにしてはじいたのが、当初の段階の5,000万円ということでございます。

以上です。

成富牧男委員

あとは、お尋ねします。また終わって。

西依義規委員

(仮称)健康スポーツセンターの実施設計が着々とできているってということなんですけど、この間、公共施設等の白書が出ましたよね。

それで、そこにはもちろんまだ建ててないんで、加味はされていないと思うんですが、その中でやっぱり、いろんな量の見直し、質の見直しという文言が出てきて、例えば、今度新たに(仮称)健康スポーツセンターが、既存の鳥栖市の施設のこういう部分も補完するとか、そういった新たな福祉的分野とか、スポーツ関係とか。何かそういうところ、公共施設白書の指針も取り入れたようなところはあるんですか。

白書がそういう考えならば、やっぱり今までのスポーツセンターに——もちろん健康という文字がついているんだから、そういった、例えば、今、お風呂がありますね、若葉とか。ああいったのを少し収縮するとか、例えばの話ですよ。それとか、ジムはこっちにあるので、この機能はこうするとか。

多分、量は減らしていかないかんというのは市民の皆さんもわかると思うんで、その辺で今、最先端の施設をつくるんで、何か老朽化したあの施設のあの機能は入れ込もうとか、何かそういった……、実施設計に当たって、何かありますか。

古賀達也スポーツ振興課長

白書のほうが作成をされております。それで、健康スポーツセンターにつきましては、介護予防事業であったり、また、トレーニングルームとか、スタジオ等も併設してつくるような形で考えております。

また、浴室というよりも、プールにつきましては、水中ウォーキングみたいな形で介護的な部分等を想定いたしております。そのような部分では、現在、それぞれの部署で、いろんな事業を行っておりますけれども、また、いろんな施設で行っておりますけれども、そういう部分につきましては、今後の運営の中で各課と調整をいたしながら、整理をしまいた

いというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

そうでしたら、今後こういう施設を、これぐらいの金額でつくってっていうのは、今度、実施設計ができたから見えると思うんですけど、そのつくった後の運営のやり方とか、さっき検討されているって、それはいつごろのタイミングで出てくるんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

実際に建設に要する費用を計上させていただくときには、具体的な、そういう運営のあり方についても、御説明できるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

ちょっと危惧するのが、ほかの施設はこうやって量とか質を見直して、多分コスト削減も相当されると思うんですよね。

だから、こっちだけ新しい施設で別個にそれをするというよりも、やっぱり全体的なコスト、そのスポーツ施設の、そういった意味で、見直しの指針にのっとった形で新しい施設もつくっていただいたほうがいいのかなと思うんで。

今、この場に合うかどうかわかりませんが、今、実施設計を立てているということなんで、そういった何か……、できたら、老朽化したあの施設の機能を入れてもらうと一番ありがたいんですが。そういったところも、ぜひ視点を変えていただきたいと思います。

以上です。

成富牧男委員

今度はプールのお金の話やなくて、このプールのコンセプトっていうんですか、私、こないだ前回の3月定例会のときですか、説明があって、絵の入った資料いただきましたよね。あれ見ると、最初の、建物の中に何人か入っていつているような図。あれは、孫と高齢者か何かかなって感じがする。

それから、プールのも高齢者みたいな人が、水中ウオークしているなっていうふうな感じがするんですけど。

あと、スタジオとトレーニングルーム、ここに描かれているのは、もう何か、ハイカラな男の人と女の人、若い人、あれ、やっぱその思想が、実は、そもそもこのプールちゅうのが、高齢者から出発したと私は記憶しているんですよね。

もちろん、健康長寿は前々からというのはわかります、何となく、そういう発想だったと思いますけど。

何か、あの絵を見ると、全然スタジオ、トレーニングルームには高齢者は見当たらないし、私たち入ってよかっちゃろかみたいなね、高齢者が入れんような感じになったら、もう全然、最初のコンセプトから違ってくるんじゃないかというのを危惧していますが、よもやそういう意図はないんでしょうね。

いや、これは、真面目に聞いていますからね、お願いします。

古賀達也スポーツ振興課長

前回お示しいたしましたのは、イメージでの部分でございますので、今後、健康スポーツセンターという部分で建設を行ってまいりますに当たりましては、議員御指摘のような形で、当然、高齢者向けのそのようなメニューについても運営の中で考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

今、実施設計ですから、ふたあけてみたらってなったらいかんのですよね、くれぐれも。

それで、今ずっと進めていく中で、恐らく工程会議みたいなもの、その都度開かれているんじゃないかと思えます。

それと、その関係者会議みたいなのもつくってあるのかですね、その都度。

常設のやつもあろうし、今回は、こういう人たちのお話もちよっと聞こうねと、障害者団体の話も聞こうね、高齢者団体の話も聞こうね、具体的な話で言ったら、社会福祉課からの話も聞こうねとか、そういうのは、どういう形で保証されているんでしょうか。

まず、工程会議にどういう形で参画されるのか、諸関係団体というか、管理、所管つちゅうか。何かそういうのがありますか。

古賀達也スポーツ振興課長

現在は設計中でございますので、工程会議の部分はございません。建設になりましたら、そういう部分が出てまいるかと思っております。

現在、実施設計等を行っているところでございますけれども、当然、先ほども御答弁いたしましたように、今後の建設に当たりましては、今後の運営等についてもできる限り具体的な説明をしてまいりたいと思っております、今後、関係部署等との協議を行ってまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと今のは、もう全く違うと思えます。

実施設計中だから入れないんじゃないなくて、実施設計中だから関係者を入れた会議を適宜、

適切に会議を持って、もしくはきちっとした常設のそういう関係団体を持っていかんと、実施設計費中だからこそ要るんじゃないですか、そういう声が。

そうしないと、でき上がった、建設のときっちゅうても、もう動かんでしょ、実施設計やったら。一般論としてはそうじゃないですか。

古賀達也スポーツ振興課長

施設としての、当然、設備関係で必要な部分であれば、関係者のほうに現時点でもお話を聞いてまいるたいというふうに思っております。

ただ、実際には、建物の建設後、運用面での協議というのが中心になるのではないかとこのように思っておりますので、そのような面で今後、関係者と協議をしてまいるたいというふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、違ったら違っとるって言ってください。

例えば、普通家建てるときに——自分の家でいいですよ、どういう暮らしをそこでしたいかと、どういう住み方をしたいかと、そっちが先でしょう。

今の話ですと、大体でき上がったところに、あと運用でって、運用でしたかったっちゃ、ハード上、施設がもうでき上がって、大体骨組みができ上がって、もう実施設計でしょうが、でき上がったときに、しょうがなか、もうここまで設計もでき上がってっしってなったらいかんわけですよ。

せっかくこれだけのお金かけてつくるわけですから、むしろ逆に、いろいろな障害者団体の……、行政が気づかん分もあるやないですか。団体の人たちは、当事者団体だからこそ気づくこと、それはやっぱり、この実施設計の中できちっと盛り込んでいくと。

だから、そのためには、任意で呼ぶんじゃないくて、きちっとした福祉関係だけで済むのかな、スポーツ関係とか、そういうやつをかませて、よかったね、つくってよかったねって言われるやつをせんと、つくった後に、何こりやってなったら、もう、さみしいやないですか。

私は、今の最初の答弁はちょっと考えにやいかんのやないかなと思いますけどね、実施設計費なので、そのあとに運用でとか言われる部分は、再考の余地はないですかね。

部長、どげんですか、今、聞かれて。

中川原豊志委員長

部長、答弁できますか。課長ですか。（「課長でんいい」と呼ぶ者あり）

古賀達也スポーツ振興課長

成富議員がおっしゃって、御心配いただいている点については、十分理解をいたしております。

ます。

当然、施設を建設するに当たりまして、いろんな部分で関係者の方に、今後、御意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

ぜひ、それは後悔しなくていいように、もう何度も言いますが、これだけの18億円、すごい金がかかるわけですから、まさにプールを市民との協働の力でつくり上げる、いろんな意味でこれも協働だと思う。知恵を出し合う、やっぱり行政だけ考えよと、ちょっと漏れるところがあるやないですか。

やっぱり当事者の声ちゅうのは、それもぜひ工程会議の中にきちっと位置づけて、工程会議のスケジュールの中にきちっと位置づけて、いつこういうことをするとか、前もってちゃんとされたほうが、されたほうがやなくて、するべきだと私は思いますけど。

部長、どうでしょうか。

詫間 聡健康福祉みらい部長

成富議員の御質問にお答えをいたします。

(仮称)健康スポーツセンターの実施設計の関係での御議論をいただいておりますのでございます。

この健康スポーツセンターを建設するに当たり、市民プールの北側に設置をするということになっておりまして、名称的に言いますと、健康スポーツセンターということで、介護予防の関係とか、福祉の関係とか、そういったものを加味しながら、今回、設計等を行っております中で、今回、繰り越しということで提案、報告をさせていただいております。

成富議員に御心配をおかけしているところでございますけれども、この建設に当たりまして、庁内会議等もこれまで数多くしておりまして、私も前任の中でも、こういった会議の中にも参加をさせていただいたところでございます。

今後、実施設計に当たりまして、福祉団体の関係、障害者団体の関係、意見を聴取しながら、その後、工事の発注にまいっているわけでございますけれども、できてよかったと言えるような建設物になるようにというところで、今後、いろんなところでの協議の場を持ちたいと思っております。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

成富牧男委員

よろしく申し上げます。あと1つ要望。

それで、あと、さっきちょっと出ているように、やはりハードの部分と、そういう運用と、

これからのソフトの部分と2つあると思いますので、例えば、そういう部会なんかもちょうんと設けて、ソフト関係の検討部会みたいな、そういうふうなものもぜひつくっていただきたいなということ要望して終わります。

西依義規委員

私も成富議員のお話を聞きながら、多分、市民の皆さん、やはり公式的な会議をつくったほうが絶対いいと思うんですね。

例えば、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会も、あれ全部、公開で議事録も載っていますし、市民の皆さん、それを見ながら、ああこういう意見も言っているんだなど。そこにやっぱりかかわるべきなので、できたら公開するような会議をしないと、いや、担当者にこう聞いたけど、障害者さんはこう言いなつたもんねという、口頭では、果たして、それこそ市民協働、一枚かんででも、私はそういった方向に持っていったほうが……。

それだけではやりにくかったら、あのエリア全体のむしろ公共施設、設備の白書が出ますんで、どっちこっちしても多分、市民の皆さんには必ず一回ボールを投げないかん場面が来ると思うんで、今、ちょうどいいときに、また……、本音言ったら、ぐちゃぐちゃまぜられたら困るという気持ちもあるかもしれませんが、いずれやっぱり鳥栖市はそういう方向に行くべきかなと思うんで。

今回、できれば今回でしょうけど、今度の公共施設の見直しの何か懇話会でも、何かそんなのは……、スポーツ施設だけでそういった話をされたことはありますか、スポーツ施設全体の白書が今出たばかりですけど。

多分、野球をやられる方は、野球場もつとしろ、体育館の施設は、体育館をもつとつと、多分そんな話になるかもしれんけど、でも、そういったところで調整するのがやっぱり行政の役目かなと思うんで。その辺を今後、取り入れていこうっていう、庁内の検討等はやったことがあるのかなのか、そこだけでも。

古賀達也スポーツ振興課長

スポーツ施設に関して庁内の連携の会議を持ったことはございません。

ただ、介護予防事業等については、当然、福祉の分野、それから、スポーツの分野、または健康の分野という部分がございますので、そういった部分では関係課でそういう部会的なものをつくって協議したことはございます。

以上でございます。

西依義規委員

では、1つ要望で。これ税金使うんで、利用者だけの話を聞いても一緒だと思うんです。それを使わない人の意見、必ず必要だと思いますんで。

もちろん、男女、年齢等、バランスのある、絶対これを使わないような人の意見も聞きながら、それに20億円かけるべきか、そりゃ使う人はみんな、かけろかけろ、もっとこうしろ、もっとこうしろ、だけど、いやいや、そういうのは必要じゃないと思う人も確かにおると思うんで。その辺のバランスで、やっぱり懇話会、検討会等は開いていただきたいなど、あとは、されるかどうかは、もうそちらにお任せしますんで。僕もそういう意見です。

国松敏昭委員

今、話ば聞きよっと、実施設計に入ってきている以上、今までもいろいろな話し合いの中でそれは盛り込まれているから、今更ここでいろいろ言うたっちゃ、先進みよっとやろう。その辺はどぎゃんですか。

今、我々の言っている意見が、実施設計の中でどの時点で、いつできるか。ちょっとそれをまず聞いて、そういう、今さら、基本設計だったらまだわかるんだけど、もう進んどるんだから、意見として聞いて、いや、もう進んでますよという形じゃないと。

その辺ちょっと、いろいろ答えはしよるけど、実際は、決めてもう進みよっとやろう。

いつ実施設計はでき上がると。まず、それから教えてよ。

古賀達也スポーツ振興課長

これつきましては、6月末までに実施設計を終了する予定でございます。

当然、これまでも設計等をするに当たりましては、当初の段階でいろんな部分で市民の方の意見等もお聞きしたところでございます。

そうした中で、施設の整備方針について決定をしてきたところでございまして、当然、例えば、プールのレーンを何レーン設けるのかとか、プールに入るときにはスロープでプールに入られるようにするであるとか、そういう部分を含めまして、これまでいろんな意見を聞いております。

それで、当然、施設自体については、そういう部分で意見を聞いております。

それで、今、いろんな御意見がある中では、当然、その施設の中で、いろんな、事業をしてまいります。教室であったりという部分をやっていく中で、そういう部分について、どういう教室をやっていくのかという部分について、今後、いろんな部分での意見も聞いてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

だから、私の認識では、ハードの部分はもう固まっていると。

だから、あと運用面とか、そういう利用の面で意見を聞いて、吸い上げてやっていくという、そういう認識でしょう。それで、今言うには6月にはもうでき上がるとでしょう、違う、

今の話は。

古賀達也スポーツ振興課長

現在、契約を変更いたしましたして6月末の工期としているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

国松議員さんと同じようなことになるかもしれないんですけど、今、御答弁とかを聞いてみると、何か今後、実施設計の中でも、あたかも期待が持てるような御答弁にも聞こえる部分があったんですよ。

でも、今おっしゃっているように、基本設計の段階でそもそも基本的な考え方というのは、いろんな組織とか団体さんから意見とかニーズを聞いた上で基本設計っていうのができ上がると思うんですよ。

それで、そのあと実施設計に入るということ、実施設計の中でまた新たなハード面での進歩があるというのは物理的に不可能じゃないかと思うんですけど。その辺って、もうできないんやったら、できないというのを答えてもらったほうがわかりやすいかなと思ったんですけど、可能なんですか。

実施設計に入った段階で、また新たに市民会議とかも開けるのは理想ですけど、公開できるような委員会を開いたりして、市民の意見を聴取しながら実施設計に反映させていくこととか、そもそも可能なんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

基本的に施設、ハード面で市民へ公開するような部分を設けるという部分については、難しいというふうに考えております。

ソフト面については、検討する余地はあるかと思っておりますけれども、当然、行政においていろんな施策を展開しております。

それで今回、健康と介護予防というようなキーワードもございますので、そういう部分も含めまして、まずは行政の中で、いろんな施策を展開しておりますので、そこら辺の調整する場を設けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

多分、予定の……、大まかですけど、着工年度とかあると思うんですよ。その着工年度までに実施設計に入って、施工に入っていったというふうになると、物理的に考えてやっぱりそういう時間もないのかなと思うんですよ、予定どおり進めるのであれば。

ですから、確認なんですけれども、基本設計の中である程度、市民ニーズとかはそこに含まれていて、それができ上がって実施設計に入るっていう認識でよかとですよ、今後の予定に入っていくということで。

古賀達也スポーツ振興課長

基本的には、そのようであるというふうに考えています。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

では、実施設計ではもう、ハード面で姿形にしていく前の工程に入っていくので、もう端的に、その基本設計に基づいた考え方で実施設計を、その期間で、もうやっていくということになりますね。

古賀達也スポーツ振興課長

そのように理解していただいて結構かと思います。

以上でございます。

西依義規委員

いや、もうむちゃくちゃですよ、議論が、とんでもない。いや、もうできとっちゃろうはおかしいでしょう。

僕も足引っ張るつもりはないですよ。（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）全く、その……、誰のために大体、これを建てようと思っているのかのスタンスに、ちょっと怒りすら覚えて……。

いろいろ聞いたほうがいいですよ、じゃあ、聞いたことを市民の皆さんがわかるような形で公表してください、全部。こういった議論がありました、基本設計のこういったところに盛り込みました、だから基本設計つくりました、実施設計へ。その過程が見えるなら何も言いません。僕、今、過程が見えないんです。

今、おっしゃった……、もう、それ許すなら、本当、もうこれ上がってしまったけんっていう、僕ら何のためにここにいるのかわからんって思ったんで。

できますか、それ。どういった議論をして、何月何日、この団体と会って、こういうお話をして……、全部出せますか。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前10時50分休憩



午前10時54分開議

中川原豊志委員長

再開します。

詮問 聡健康福祉みらい部長

答弁の中で、整理の時間をいただきましてありがとうございます。

これまでの、健康スポーツセンターの事業の関係について、昨年の6月からの部分について御説明を申し上げます。

私、並びに古賀課長、厚生常任委員会は今回初めてということで、答弁のまずかった点について改めてお詫び申し上げます。

平成27年6月の補正予算の中で、基本設計、並びに実施設計の予算を提案させていただいて、可決をいただいております。

続きまして、9月の段階の中では、パブリック・コメント、並びに市民アンケートを実施したことにつきまして、議案外ではございますけれども報告をさせていただいております。

また、12月議会の中では、これもまた議案外ではございますけれども、実際プール槽の配置の関係、具体的な内容についての報告等をさせていただいた経緯等がございます。

また、平成28年3月議会におきまして、今回、繰越の計算の報告で上げております予算の繰り越しの関係ということで、こちらにつきましては、繰越議案というところがございます。昨年の6月の予算計上の中での実施設計の予算関係、委託につきましては、各9月議会、12月議会、3月議会の中で進捗状況について、それぞれ議案外の中で、厚生常任委員会の中での報告をした経緯等があるというところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

西依義規委員

ありがとうございます。

僕も、だから基本100という理想は捨てたくないんですよね。もちろんそれで精一杯されたと思うんです。ある施設とかするときには、やっぱりいろんな、7万市民の声を聞いてっていうのがもちろん理想であるんで、僕はその理想に少しでも日々続けていただきたいという気持ちで言っただけで。

それを、いや、もう基本設計が決まっていますから、もう実施設計ですからっていうよう

な答弁だと、ちょっとどうかなと思ったんで、成富さんの意見にちょっとかぶせてしまいました、すいません。もう、大丈夫です。

成富牧男委員

だからもう、ちょっと気持ちはわかってもらったと思いますので、あえて言いませんけど、本来から言うと、ちょっと共通認識、実施設計と基本設計とは何ぞや、実施設計とは何ぞやという基本認識を抜きにしようともうぐじゃぐじゃになると思うんですね。

それで、そこんところはどうなんですか、基本設計と実施設計って何。

詳細設計とかいう言葉もどっかあるんですけど、業界用語で基本設計、そして実施設計、どういう意味ですかね、これ。教えてください。

大石泰之スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

私どもが、これまで御説明してきた中で申し上げていたのは、基本設計というのは、例えば12月とか3月でも提示したような配置をどうするとか、幼児用プールを南側につくるか、北側につくるかというような、いろいろ御提示をさせていただいていたかと思います。

それで、ああいったものの配置などをどうするのかっていうのを検討するのが基本設計と捉えております。

それに対して実施設計は、そのでき上がった配置案をもとに、要はそれを幾らで建てるのかっていう、部材をどうするとか、鉄骨をどうするのか、そういったものを積み上げていくのが実施設計というふうに捉えております。

ですから、当然、実施設計の中でも変更などする場合ございますけれども、全体の配置を決める場合ってというのは、基本設計の中で大枠としてはもう固めてしまうということと捉えております。

以上です。

成富牧男委員

そうですね。だから、大まかなやつが設計書でしょうが。それを具体的に、細かくやっていくのが実施設計だと私は認識しているんですけど、さっき言われたように。

その中には、本来から言うと、運用って言われましたけど、どういう利用の仕方をするのかとか、そういうソフトの部分が若干先行しとかんといかんと思うんですね、本当は。こういう使い方をしたいからこういう建物をつくるというのが、詳細な意味でのそういう部分も、私は基本ももちろんですけど、そういう実施設計の段階でもそういうのが必要でないかっていう意味でさっきから申し上げて、さらに最初に言った、イメージ図がものすごく気になったんで言ったんですけど。

ぜひ、そういう、あまりお尻に――いつまでにつくり上げないかんていうことばかりに

捉われなくて、必要な時間は取って、当事者からもきちっと意見を、実施設計をする上で、やっぱこれは最低する。

これは要望ですけど、すべきだと思いますのでぜひそういう時間も取っていただきたいし、先ほど西依議員言われたように、なるべくそういうのは、その都度ここで報告していただくなり、もうでき上がった、こうなりましたっていうことはくれぐれもないように。

それは、例えば、何かもうちょっと小さ目の福祉施設なんかつくるときは、当然、当事者も入って、私たちはこういう使い方をしたんでとかいう、そういうのをずっとやらんと、あとから何これって言われたら、もう、歯がゆかやないですか、つくるほうも。

ぜひ、可能な限りそういうことを、先にどういう使い方をされたいのかっていう希望なんかもきちっとまとめられて、そしてそれを実施設計の中に生かすというふうにしていただきたいと思います。

終わります。

樋口伸一郎委員

ちょっと、間違っていたらおっしゃってください。僕も基本設計と実施設計の認識が、基本設計は、今おっしゃったように大まかな設計と。

それで、実施設計は、具体的な設計というふうに分ける中で、基本設計の中には、いわゆる団体さんやら組織やら、市民の皆さんの考え方とかも統一するためのものが基本設計だとは思っているんですね。

基本的に、基本設計の中で、そういう必要性のあるような考え方とかも含めて配置を考えていたりする、大まかな設計が基本設計の中に僕は含まれていると思っているんですね。それを、ある程度の、統一した考え方も含めた上で、基本設計の中で大まかに入れ込んで、実施設計によっては、もう、先ほど言われた材料の部分であったり、寸法であったり、もうお金の部分であったり、それを具現化していくための、実施するための設計だと思っているんですけど。その考え方とかニーズというのは、基本設計の中で基本盛り込んでいくものだと考えているんですけど、まずそこを、どがんですか。

ちょっと間違とつとこがあれば教えていただければ。（「間違えとらん。現場も見たろうもん、基本設計も見たろうもん」と呼ぶ者あり）見たです。

じゃあ続けます。委員長いいですか。

中川原豊志委員長

ちょっと待ってください。

先ほどの答弁、関連というか、先ほどから堂々めぐりみたいな形にまたなってしまうんですけど、ちょっと整理できるのであれば整理しますが、整理できんときは、先に進ま

んかなというふうに思うばってん。

僕から言うとも何ばってんが、例えば、今月末を工期というふうに今おっしゃっていましたが、工期の前の段階で、例えば実施設計の草案みたいなものが、出てくるのかどうか分かりませんが、その時点で、委員会の中でちょっと報告をしてもらうというふうなことは可能なんですか。

ちょっと、休憩します。

午前11時3分休憩



午前11時6分開議

中川原豊志委員長

再開します。

国松敏昭委員

このスポーツセンターに特化して、その建物とかそれだけですけど、以前から私が言っているのは、当然利用し、またいろんな形で市民が来ると思うんですよ、だから、その周辺整備も兼ねてその辺のことはどういうふうに考えてあるのか。

例えば、高齢者ですから、バスを利用するために周辺整備をするのか、また、公共機関であるバスとかの乗り入れとか、その辺も考えてあるのかと。

逆に、そういうことで、この本当に、せっかく市民のために健康スポーツセンターをつくる以上は、やっぱり利用者の利便性、また、多様な方が利用できるような、そういう環境にしなければ僕はもったいないと思います。そういう面での検討はなされたのか、検討ちゅうか要望はずっとしておりましたけど、具体的な何かそういうものが聞けるものなのか。部署が別ですよとおっしゃれば、そういう話がなされているのか。それがすごく気になっというわけですよ。

だから、あそこの周辺整備も当然変わってくるんですよ。今度、健康スポーツセンターができることによって、人の流れも出てくるし、また、それに伴って利用者、いろんな方が利用したり、また動きが出てくる以上は。

だから、建物だけじゃなくてそれに附帯する、そういう環境整備も踏まえてどういうふうに考えてあるのかなという、その辺の進捗状況がわかれば教えてほしい。

古賀達也スポーツ振興課長

国松議員の御質問にお答えいたします。

公共交通機関等、また周辺の整備も兼ねて考えるべきであるという御意見につきましては、以前から伺っているということは聞き及んでおります。

庁内の関係部署にもそのような話で話をしているところでございます。現時点で、具体的に方向性は出てはおりませんが、庁内で関係部署との協議を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

あと、ありますか。

詫間 聡健康福祉みらい部長

私のほうから、(仮称)健康スポーツセンターの全体的な、私ども執行部としての考え方ということで答弁させていただきます。

先ほど、平成27年6月補正予算からの一連の流れの関係、パブリック・コメントを経て、市民アンケートを取りながらということで設計を進めておると。そういった中での、平成27年度の末での完成がなかったということでの繰り越し、6月末までの繰越事業ということで対応させていただいておるところでございます。

さまざまな意見を頂戴いたしまして、利用者の立場、あと高齢者、周辺整備との兼ね合い等も進めながら、今後の健康スポーツセンターの建設に取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

また、年度変わりました、4月で熊本地震の関係、特に建物の関係について、鳥栖市にあるいろんな施設の中、特に給食センターの天井の剥離関係とかありまして、そういった意味も今後想定しなくてはならないようなこともあるのかというふうには思っております。

そういった、事業の建築を進める中でも、そういったことにも対応できるようなことも加味しながら、今後、実施設計の完了、また、今後の建設についても対応できるような事業に着手していきたいと思っておりますので、さまざまな意見を頂戴しながら、今後、この実施設計の報告についても速やかに報告できるようなことで対応してまいりたいということでおります。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

では、その他の質問ございましたら。

並びに国民健康保険税の減免申請書の記載事項から個人番号を削除する改正を行うため、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

以上、平成 28 年度 6 月議会議案中、市民環境部関係議案等の概要の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第17号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

中川原豊志委員長

では、これより市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案は、部長の説明ありましたように議案乙第 17 号、議案乙第 18 号、議案甲第 16 号及び議案甲第 17 号の 4 議案でございます。

それでは、議案乙第 17 号 平成 28 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第 17 号 平成 28 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明をさせていただきます。

厚生常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として国保財政運営の都道府県化に伴う、国保システムの改修に係る費用を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 13. 委託料につきましては、国保財政の都道府県化に伴う国庫システムの改修に係る経費を計上するものでございます。

国保システムの改修は、本年 10 月に県が導入する国保事業費等納付金算定標準システムとの連携を行うため必要な改修を行うものでございます。

なお、この費用につきましては、国庫補助の対象となるため一般会計の款 15. 国庫補助金、項 2. 民生費国庫補助金に増額を計上させていただいているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部から、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

この予算計上の理由はわかりましたけれども、今後どういう流れで県の一本化といいますか、そういうふうになっていくのか、そこんところちょっと説明していただけますか。

吉田秀利国保年金課長

まず、本年 10 月に県が標準算定システムを導入しますことで、市の既存システムであります国保システムの改正を行います。

それを 8 月までぐらいに行いまして、その後、鳥栖市の情報を県のほうにやって、県が 10 月に試算を各市町からの情報を得て試算をしまして、その試算をもとに、さらに今後の県全体での事業の運営について協議を行うというふうなことが今のところ決まっておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

それで、最終的にいつから県でなるのかということと、これ、私、多分初めて聞くのかなと思いますが、今の段階で一緒になった場合、鳥栖市の保険は上がるか、下がるのか、単純に言うと。そういうのわかるんですか。わからなければわからないでもいいですけど。

吉田秀利国保年金課長

まず、上がるのか、下がるのかという部分については、10 月に県が導入する算定システム、これで推計をしないとちょっとどうなるかという部分についてはわからないというのが現状でございます。

それで、算定の方法といたしまして、所得水準であったり、医療費水準であったりというものを考慮した上で算定をするということになっております。

それで、鳥栖市の医療費水準につきましては、県内と比較しますと若干高い程度でございますし、所得水準については、県内で比較すると比較的高めでございますので、そういったことを考えますと平均よりも若干納付金としては高くなるのではないかというふうには考え

(2)前年度繰上充用額は、今回の前年度繰上充用の補正額でございます。

(3)平成 27 年度鳥栖市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算状況(見込)につきましては、今回の前年度繰上充用額の算出根拠や国庫財政の状況などについて記述しております。

平成 27 年度の歳入歳出の決算につきましては、現時点での見込みでございますけれども、歳入合計が 83 億 1,699 万円、歳出合計が 95 億 2,038 万 7,000 円、差し引きで 12 億 339 万 7,000 円の歳入不足を見込んでおりまして、この額を前年度繰上充用金として計上しているところでございます。

なお、平成 27 年度の収支状況でございますが、実質単年度収支といたしましては、平成 26 年度、歳出の款 12. 前年度繰上充用金 11 億 2,421 万 5,000 円を除外いたしますと平成 27 年度の実質単年度収支はマイナス 7,918 万 2,000 円と見込んでおります。

また、専決処分の日は、平成 28 年 5 月 25 日となっております。

次に、累積赤字の推移でございますが、単年度収支は、平成 26 年度でマイナス 2 億 1,055 万 7,000 円。

平成 27 年度がマイナス 7,918 万 2,000 円と約 1 億 3,000 万円改善をしておりますけれども、なお赤字決算となる見込みでございます。

この要因といたしましては、次のページお願いいたします。

平成 27 年度の歳入歳出の状況を前年度の決算額と比較したものを記述しております。

歳入総額では、前年度より 8 億 8,971 万 8,000 円増加をいたしまして、83 億 1,699 万円となる見込みでございます。

款別に主なものについて御説明いたしますと、まず、国民健康保険税でございますが、前年度より 6,760 万 2,000 円の減収となっております。これは、被保険者数の減少及び被保険者の所得の水準の低下により減収となっていると考えております。

また、療養給付費交付金が 1 億 8,656 万 7,000 円減少しております。療養給付費交付金は、退職被保険者にかかる保険給付費を支払い基金から受け入れる交付金でございますが、退職被保険者数の減少により減収となっているところでございます。

高額共同事業交付金につきましては 9 億 2,076 万 3,000 円増加しております。これは、保険財政共同安定化事業の対象経費が、これまで 20 万円以上であったものが 1 円以上に変更されたことにより事業費が増加したためでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出総額は、前年より 9 億 6,890 万円増加いたしまして 95 億 2038 万 7,000 円となる見込みでございます。

款別に主なものについて御説明いたしますと、保険給付費につきましては、前年度比 0.7%

増で3,579万4,000円の支出増になっております。

これは、肝炎新薬の保険適用により調剤費が増大したことによるものでございます。

次に、介護納付金につきましては、平成27年度から介護2号被保険者の負担割合が29%から28%へ引き下げられたことにより3,309万5,000円の減額となっております。

次に、高額共同事業拠出金の増額につきましては、歳入の高額共同事業交付金でも御説明いたしましたけれども、保険財政共同安定化事業の対象経費がこれまで20万円以上だったものが1円以上に変更されたことにより事業費が増加したためでございます。

諸支出金は、平成26年度の国庫負担金及び療養給付費交付金の精算による償還金額が減少したものでございます。

以上、これらの歳入歳出の状況があいまって平成27年度の赤字の原因となっておりますけれども、中でも肝炎新薬の保険適用に係る保険給付費の増加が大きな要因となっているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

西依義規委員

ちょっと教えてほしいんですけど、この専決処分の処分日が平成28年5月25日ということで、これは、わずか、最近ですね。1カ月ぐらい前。

これは専決処分で行わなければいけないという、何か決まりがあるんですか。ここの、この日にちまで待たずに、事前に処分をしなければならない理由。

吉田秀利国保年金課長

決算上、平成27年度での歳入不足の分につきましては、その当該年度、5月末までに繰上充用して補填をしなければならないというふうになっております。

ですから、実際は5月31日の日までに繰上充用で補填をすればいいんですけども、補正を行った後に、その歳出の手続等もございますので、若干早めに専決処分をさせていただいたということでございます。

西依義規委員

ということは、3月議会では数字が出らんけど、4月ぐらいに確定するんでいつも大体この時期に専決処分をしているということですか。（発言する者あり）決算3月末の。

吉田秀利国保年金課長

決算の見込みが、どうしても国保の場合は5月の15日以降ぐらいにならないと額の特定が

非常に難しいということでございますので、それから専決処分の日が5月31日まで。

5月末までにはもう専決というか、繰上充用をしなければならないということでございますので、そういったことで例年、こういう形、専決処分という形で作業をさせていただいているということでございます。

西依義規委員

というか、我々の議会のこの会期が、例えばうちが5月15日ぐらいから会期を始めれば専決処分じゃなくて、違う議案で挙がってくるという考えでいいんですかね。

吉田秀利国保年金課長

そのとおりでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

さっきの件で、統一されるっていう話にかかわるんですけど、こういうふうに、ずっと赤字がありますよね。

それで、この赤字についてはもうきれいにして、一緒になんなら、一緒になるときはきれいにしてっていうのが原則、かつて言われてたと思うんですけど、そういうことですか。

そしたら、その最後のところの帳尻合わせはどういうふうなやり方でやるんですか。

吉田秀利国保年金課長

本来であれば、広域化前までにそれまでの累積赤字を解消するというのが原則ではございました。しかし、鳥栖市の場合は、累積赤字が非常に多く、10億円を超えているということでございまして、平成30年度から広域化になりますけれども、それまでの解消が非常に困難であるということから、鳥栖市につきましては、この累積赤字をそのまま残すといった形で、今のところは毎年1億円ずつ補填していったというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

県内でそういうところってほかにもあるんですか。

鳥栖市だけですか。

吉田秀利国保年金課長

現時点では、一応鳥栖市だけでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

平成30年度以降は1億円ずつ返していくと。それでよかよって言いよるわけですね、県は。
わかりました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成富牧男委員

こちらでちょっと話ったんですが、さっき1円から、20万円以上は1円からってなっ
たっていうお話がありましたけど、ちょっともう少し詳しく、法律が、どういう法律がど
ういうふうになってとかがわかれれば。

吉田秀利国保年金課長

保険財政共同安定化事業につきましては、国がある一定の形を決めております。

国が決められているのは30万円以上ということでございましたけれども、佐賀県につ
きましては、そこが20万円以上ということで、これは県内の各市町が以前であれば20
万円以上から80万円までの部分の医療費につきまして、拠出金を各市町から集め
まして実際にかかった8万円から20万円の医療費をそれぞれに交付をするとい
うことで、各市町の平準化を図るためにこういう事業をしているところでございま
す。

以上でございます。

成富牧男委員

1円にしたのは何ですか。

吉田秀利国保年金課長

広域化っていうのも絡みまして、80万円以上については高額医療費共同事業のほう
でやっております。

それで、1円から80万円までについてを保険財政共同安定化事業にすれば全ての
医療費に対して共同化の事業をするということで、広域化に向けた取り組みの一つ
ということで、そういうふうな位置づけで1円からというふうなことになってお
ります。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

あとは、いいですか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



議案甲第 16 号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 16 号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

議案甲第 16 号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

資料は、厚生常任委員会参考資料に基づき説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 3 月 29 日の国会において可決し、3 月 31 日に公布され、施行日が 4 月 1 日のため地方自治法第 179 条第 1 項に基づき専決処分を行ったものでございます。

改正の主な内容といたしましては、まず 1 点、地方税法の改正により固定資産税の非課税の範囲、課税標準の特例等が変更され地方税法に条項の追加、削除が行われたため条文の整理を行うものでございます。

また、行政不服審査法の改正に伴い、条文中の不服申し立てを審査請求に改正する条文の整理を行うものでございます。

2 点目といたしまして、住民税及び特別土地保有税の減免申請書の記載事項から個人番号を削除するものでございます。これは、地方税分野における個人番号利用手続の見直しが行われ、個人番号の記載を求めることによる本人確認手続の負担を軽減するために、一定の書類には個人番号の記載を不要とするとされたことによるものであります。

3 点目として、地方税法の改正により特定再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税の課税標準の特例について、対象となる設備、並びに特例割合が改正されたものでございます。

なお、この改正につきましては、平成 24 年度税制改正大綱に示された地域決定型地方税制特例措置が適用され、これまで地方税法で定められておりました特例割合を法律に定める範囲内で市が条例で定めることができるようになったことから対象設備、並びに特例割合を条例で定めるものでございます。

施行日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日となっております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

西依義規委員

③のところの、どれがどう、太陽光発電の設備が今までこうだったのがこう変わるとか、そういう税額としては上がるのか下がるのか。

青木博美税務課長

太陽光発電設備につきましては、改正前が左、3分の2になります。3分の2ですが、改正後も3分の2と。これにつきましては、税率は変わりません。

ただ、対象となりますのが、認定発電設備だったものが今後、認定発電設備対象外で、政府の補助を受けた設備ということで、対象となるものが今回変更されております。

それ以外に、下のほうの水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備は、課税額が3分の2だったものが、今回2分の1ということで軽減されることとなります。

西依義規委員

太陽光発電は、課税できる施設が広がったということでいいですか。

青木博美税務課長

今回狭くなっております。

対象設備費が切りかえられたということで。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

それ、ちょっと聞いたかばってんが、よかですか。

だから、特に今、認定発電の設備で、水力、地熱、バイオマス発電。これは、市に該当する施設か、何かそういうものが、該当するところがあるのですかね、ちょっと確認のために。

(「認定と認定外ば教えてくれんかい」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

ちょっと待って。

まだ、国松議員の。

青木博美税務課長

風力、水力、バイオマスにつきましては、鳥栖市内においては今ございません。

中川原豊志委員長

内川議員は質問ですか。

内川隆則委員

太陽光発電設備の認定と認定外の違いを教えてください。

青木博美税務課長

下のほうに書いております経済産業省による再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備ということで、これは申請により認定を受けることができるということになっております。

内川隆則委員

そぎゃん。わからんけん、具体的に教えてくれんね。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

認定発電設備というのは、九州電力に販売するっていう契約をされている、それで、経済産業省がこういうことをやってもいいっていうことで、している設備が認定発電設備っていう形になります。

それで、認定発電設備外ということで、今回の改正されている分については、今までの太陽光発電が主に入ってきているということで、今後は、その太陽光発電設備費よりも水力発電とか地熱、そちらのほうに発電設備を持っていこうということで今回こういうふうな改正になっております。

内川隆則委員

私が質問しているのは、もう1回言います。

認定と認定以外の違いは、下段に書いてある説明だけじゃ我々にはわからんから、例えばどういうふうなものだということを教えてくださいと言っているんですよ。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

認定とは、売電契約をされているものを認定している、設備としては同じものになります。

ただ、その売電の契約をされるか、売電の契約をしないかによって設備の対象外と対象になるというだけでありまして、設備自体は同じものになります。

橋本有功市民環境部長

今回、認定発電設備として特例割合がなくなった分については、例えば全量売電とか、企業等が広い土地にソーラーをしている設備とか、そういうのはもう今回からは対象外になります。

ただし、自家消費とか、固定価格での買い取り制度を利用しない設備についてで、しかも政府の補助を今度受けるものについては、ことしの4月からは、そういう設備をつけた方については固定資産税を軽減する措置をとりますということなんで、これの、今回改正した趣旨としましては、太陽光発電設備の導入費用が大分低下してきたということで、その価格が下がっておるんで一定普及も図られたということで、その大きな設備以外の部分についてを

逆に措置すると、特例措置をしていくというような形なんで、今まで、太陽光を押し進めていた政策よりも、ここに書いております、例えば水力とか、地熱とかそういう発電を普及させる方向に見直しを図られたということでございます。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

よかですか。

理解できましたか。

樋口伸一郎委員

すいません、1番で教えてください。

この、固定資産税の非課税の範囲と課税標準の特例等の変更ってあるんですけど、これ、済みません、調べればわかるかもしれないんですけど、その変更ってどこの部分に変更になったかを教えていただけますか。課税の範囲のところです。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

まず、非課税の範囲が変わったというのは、国の組織編成によりまして組織が統合とかされたものですから、条文上項目がふえたりしたことで、ずれが生じていると。

あと、課税標準の特例の割合の変更というのは、JRとか、そういうものについて、今まで特例がかかっていたものか削除されたりしていますので、そういうことで変更があつていという形であります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、地方税法等に条項の追加、削除が行われて、条文の整理が行われたんですけど、直接今までの、鳥栖市の市民の方に対しての影響はもう条文整理したぐらいで何の影響もないということですよ。よかですか、それで。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

そのとおりです。

成富牧男委員

今の、皆さんから質問あつとる③のところの、説明の2行目の地方自治体で定めることができる特例割合を条例で定めるものってありますけど、これ、ここんところはどういう意味ですかね、各自自治体で異なることも認められるってことですかね。やっぱ準則みたいなのがあるんですかね、そこんところを。

青木博美税務課長

今回、地方税法におきまして、太陽光発電設備と風力発電設備につきましては、2分の1から6分の5、後の水力発電、地熱発電、バイオマス発電につきましては、3分の1から3

改正の2点目につきましては、低所得者の被保険者に対し保険税軽減措置の拡充を図るため、5割軽減の算定で国保加入者数に乘じる額が26万円から26万5,000円に、また、2割軽減の算定で国保加入者数に乘じる額が47万円から48万円にそれぞれ改正するものでございます。

改正の3点目は、国民健康保険税の減免申請の記載事項の個人番号欄を削除するものでございます。

これは、届け出者の負担を軽減するために見直しがなされたもので、保険税の場合、所得申告の際に一度、個人番号の記載を行っていることから、減免申請の際には個人番号の記載が不要となったものでございます。

また、施行日につきましては平成28年4月1日でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

まとめて2点。

1点は、さきほど西依議員が質問したみたいな趣旨ですけれども、この17号改正、これ毎年出ていますよね、毎年。これって、それこそ必ず専決しないとイケないのか。例えば、6月議会でしたらどうなるのか。それ、絶対できん話なのかつちゅうのが1つですね。(発言する者あり)①のほうですよ、①。まあ、両方まとめてもいいですけど。

それで、あと今度は、これ②つちゅうのは、軽減措置の改正は基本的に良くなっているんですよ。被保険者にとって、国保世帯にとっては。プラスの話なんでしょう、基本的に。だから何か、そういうことで理解しとっていいですかね。

それなら、もう1問目の分だけお答えください、1点目。

吉田秀利国保年金課長

今回の改正につきまして、必ず専決処分じゃないとできないのかという御質問でございます。

まず、限度額の分につきましては、政令で上限を定められております。

そういったことから、上限以下であればいいということでございますので、必ずっていうことにはなっていないというのが現状でございます。

ただ、この限度額を引き上げなかった場合につきましては、財政的に余裕があるというふうなことを国から見なされまして、調整交付金の算定におきまして不利益をこうむるという

ようなことになって、被保険者全体に影響を及ぼすことになっておりますので、限度額につきましてははやむを得ずというか、そういった形での引き上げをさせていただいております。

また、軽減につきましては、額がもう定まっております。そういったことから、上位法で額が定まっておりますので必ずこの額にしなければならない。

また、4月1日が賦課期日でございますので、6月の段階では非常に……、賦課するっていうことでは、不可能っていうか、無理でございますので専決処分をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

簡単にいきますけど、そしたら上の分は、もちろん制裁措置するじゃないけど、余裕があると思われて減額対象になるという話でしょう、と言われましたけど、それはしなかった場合ですか、専決との関係ではどうなんですか。6月議会にしたらそんななるんですか。

吉田秀利国保年金課長

保険税の賦課期日が4月1日でございますので、その4月1日の段階で上げておかないと、その1年間分については不利益をこうむるということになっておりますので、そういうことで御理解のほどよろしく願いいたします。

成富牧男委員

理解しました。(発言する者あり) 了解じゃない。理解しましたって。

国松敏昭委員

この、改正概要わかるんだけど、改正の場合、議会に提出しよらんかったかなあ、それがまず。専決処分でこういうことをしていた。そればちょっと確認、まずそれば確認したい。

吉田秀利国保年金課長

限度額につきましては、ここ数年、毎年ずっと上がっておりますけど、こういった形で専決処分をさせていただいております。

以上でございます。(「ずっとうとしてきよっとよ、これ」と呼ぶ者あり)(「勝手にや。議会も通さんでや」と呼ぶ者あり)(「いやいや、そいけん今報告がありよる」と呼ぶ者あり)

国松敏昭委員

際限なく、ほんなら赤字とか、国の要請とか状況によって、ほんなら専決処分をするわけ。ここには、もちろん軽減措置の改正も一部やっているんだけど、今言うように余裕って、余裕なかつにどんどんどん、余裕あるわけなかるうもんじゃん、みんな。(発言する者あり)ほんなこっちゃん。

上限額が、こうやって専決処分ができるっちゃうのは法的にちゃんと認められとるわけ。

普通は、私の記憶では、議会ば通しよったち思うんだけど、再度、その辺を。

橋本有功市民環境部長

専決処分につきましては、先ほど課長のほうからも説明がございましたように、地方自治法の中でその旨が記載されております。

先ほど来、御説明申し上げておりますように、賦課期日が4月1日ということで、3月中に決定しなければならないと。それで、税制が、地方税法がそういう形で、その方向で決まっておりますので、そういう意味で、議会に諮る余裕がないという形での専決処分をとらせていただいているというところでございます。

以上です。

国松敏昭委員

流れとしてはそうでしょうけど、中身の金額とか、やっぱ審議する、僕はそういうのが必要だと。

というのはなぜなのかというと、私もかつて総務のほうで、この国保税のあり方で、いろんなことで携わったことあるんで、要するに、上げるのも大事だけどその中身たいね、徴収率とか。どうなっとなるか聞きたかばってんさ。あのときは、上げたときは、徴収率を今八十前後、95%にするとかっちゅう議論をした、記憶があるわけですけど。そういうこともしないで、もう赤字やけんとか、認められとるけんという、そういうやり方でいいのかなという疑問が今湧いてきているわけですけどね。

その辺で、きちっと、要するに……、そういう議会での専決処分報告も、認められるような状況下で今説明あっていると思うんだけど、そういうのが、時間がなければ臨時議会とか開いてでも、本来はすべきであるという私の思いがございませう。

そういうことで、いろいろお話ししたいことありますけど、まず、そういう自分ところの努力をして、やむえずこうなったというそういう過程が見えてこんじゃないですか、今。今は、ただ地方自治法のなにかかんとか、上限が認められるとかいうそういう話じゃないですか。

その辺がもうちょっと、私が言った自己努力っちゅうかな、国保税の中でそういう徴収率の問題とか、その辺までちゃんと手だてをした上、そしてそのルールにのっとってやっていますという、本来は回答があってしかるべきかなという思いがございませうので、それに対して答弁があればおっしゃってください。

橋本有功市民環境部長

おっしゃるとおり、今回の分につきましては、法が改正されたのを受けて、軽減措置をとる一方で、限度額の引き上げということをお願いしたわけでございませう。

それで、一方では国松委員おっしゃるように、国保の税率も3年間かけて上げてきたというところもございます。

それで、我々としたしましても、先ほど来お話もあっていきますように、累積赤字もございますので、その解消に向けては医療費の適正化及び税収の、国保税の収納率のアップというこの2本柱は、当然進めていく必要がございますので、その辺は鋭意進めながら、制度として今回専決処分をさせていただいた部分は、国のほうからの要請もございましたので、法律が変わったという状況もございましたので、今回専決で処分させていただいたということもでございます。

ただ、我々が努力すべき部分については、当然、医療費の適正化の部分、収納率の向上の部分については進めていくということですので、御理解いただければと思っております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

いやいやそれは、答えもさっき私言っただからそういう答えでしょうけど、だから、それは難しいですね、国保税は。

逆に、退職されたから全部国保税に入ったりするし、それで高齢者の方もおったりして、最終的には各自治体ではなかなかこれを運用するのは難しいということで広域化の話が今出るのはわかるんですけど、ただ、今言うように、この社会保障のあり方ちゅうのを根本的に変えんばいかんところいっぱいあるじゃないですか。

だから、せめて、今本市としてできることはやっぱやってもらわないかんですし、そういう意味でさっきの徴収率の話も取り上げましたですけど、その状況も今こういうふうな推移をしておりますと、こういうふうになっていますという中で自己努力をしておりますという、そういう答弁がなかなか出てこないし、今聞けますか、そういう状況まで。

橋本有功市民環境部長

平成26年度の国保の収納率が91.47%ぐらいだったと思うんですけど、それが、平成27年度につきましては92.12%ということで、わずかではございますが上がっておりまして、その部分は今後もさらに目標については94.5%を目標にしておりますので、それに向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほかは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

では、質疑を終わります。

あと、報告事項が1件ございますが、続けてよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、次に、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての報告を執行部からお願いいたします。

宮原 信市民協働推進課長

では、報告第7号 平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。

資料につきましては、厚生常任委員会資料、報告第7号 繰越明許費繰越計算書について、というものを御参照いただければと思います。

1ページのほうをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、事業名、公民館類似施設整備補助金500万円につきましては、補助事業者であります下野町におきまして建物の壁、屋根の色などの公民館の意匠の決定につきまして不測の日数を生じたということから、建築資材等の確保、発注におくれが生じまして、当初予定をされておられました工期での完成が難しくなったというような御相談がございました。

それで、工期を変更したいということで報告がありましたものですから、この報告による施設の完成時期に合わせまして補助金交付をさせていただきたいと考え、繰り越しをお願いしているところでございます。

また、この事業につきまして、平成28年度に繰り越しをいたしますことにつきましては、本年3月議会で議決をいただいているところでございます。今回、翌年度繰越額が確定ということで確定いたしましたことから、御報告をさせていただくものでございます。

なお、補償対象となっております下野町の公民館につきましては、工事は完成をされておられまして、土木事務所の検査、地元の確認等も済まして引き渡しもお済みになられておられます。

それで、実績報告という形で、今月の14日付けで実績報告書のほうの提出を受けているところでございます。この分につきましては、書類審査、実地検査を経まして補助金を交付させていただくという運びになっていくところでございます。

あと、繰越計算書につきましては、本年3月議会で議決いただきました繰越明許費のうち、

平成28年 6 月 20 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課担当係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 徳渕 悦子

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 青木 博美

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 榎原 聖二

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案乙第17号 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案乙第18号 専決処分事項の承認について

議案甲第16号 専決処分事項の承認について

議案甲第17号 専決処分事項の承認について

〔総括、採決〕

報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課、市民環境部市民協働推進課）

プロサッカー支援拠点施設環境整備事業費について

旭まちづくり推進センター改修事業の改修計画素案について

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

をゼロにすべきであるみたいな意見書とか、決議とか、何か、もちろん効力はないでしょうけど、やっぱ市執行部に対して、平成 32 年度では僕はちょっと遅過ぎるような気がするんで。1 日も早く待機児童ゼロにすべきであるというような、この統一見解が出せたらその現場に回ったかいがあるなと思ったんで、その 2 点を皆さんがどうお考えかなと思って一応御提案させていただきます。

中川原豊志委員長

今、西依委員から 2 点ほど、自由討議の議題ということで案がございましたが、この点につきましてはよろしいですか。

専決処分のあり方について、どういうふうに行行政として考えているのかというの、これ、確認ができるかどうかというのは僕もようわからんとですけど。

西依義規委員

これが私だけの疑問なのか、ほかの方も疑問持っているんであれば、そうなのか。いやいや、それは通常このやり方でいいんだっていう、そういった御意見がもしあれば、僕が間違っているかもしれないんで。「とりあえず、テーマはこれでいい、ほかにテーマがあるかどうかをまず」と呼ぶ者あり) そうですね、僕はこうだと。「テーマになるかどうか、専決処分のあり方っていうのは、事務局、きちっと、こういうふうにやっていますっていうのを説明ばまずせやんとやなかと」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

まず、委員会の中でも専決処分のあり方とかという話が出ておりましたんで、多分その件だというふうには思うんですけども、それについて、自由討議のテーマとして、まず提案されていますんで、ちょっとそれについて、テーマとして委員会で協議の話をするということについて、いいかどうかというのをちょっと確認させてもらいたいなというふうに思っております。

国松敏昭委員

今、専決処分のあり方ちゅうのは、これは議論するというよりも手続論ですから、事務局とこれはきちっと、過去こういうふうに進められていると。

中身についても、これは執行部のほうから、もう専決処分できるということだから、議論するというよりも中身のあり方じゃないのかな、進め方ちゅうか、議論じゃない。議論するなら中身の議論じゃなかもん。専決処分としてのやり方がこれでいいのかという話でしょうが。「そうそう」と呼ぶ者あり)

だから、これ議論するというよりも、議会としてね、ルールがどがんふうになつとるかということと、中身については、それは専決処分という前に、議論すべき項目じゃないですか

ですけれども、専決処分のあり方については、内容によって議会で諮るべきものがあれば、臨時議会を開催して審議すべきという意見がありましたということで、自由討議の話ということで執行部のほうに申し入れをいたします。

また、保育所の待機児童のあり方について、今、保育所を視察していますけど、今後どういふような形で委員会として取りまとめるかというところの西依議員の意見もございましたけれども、これは再三申し上げますように、公立保育所2カ所と私立保育所1カ所、それから、今後、私立保育所を1カ所と認定こども園を1カ所、それで、7月に、また委員会として待機児童解消に向けた、先進地の取り組みということで静岡市のほうに視察に行きます。

それを踏まえて、8月半ば、もしくは9月の議会の中あたりで、来年度、新しい保育所が3カ所と認定保育所が1カ所、それで、263名ほどの受け入れが可能になるような保育所ができるわけですが、その受け入れとして、保育士の問題も含めたところで、それが完全に、きれいにできるのかどうかというのを提案すべきじゃないかなというふうに思っています。

それも、今回、保育所を回っている中で、保育士の不足というのがいろんなところで聞かれますので、それを新しい保育所だけに振られて、そこが探すだけじゃなくって、行政側または我々も含めて保育士確保に向けた支援が何かできないかというのを、視察を踏まえた中で提案でもできればなというふうに思っています。

そういった流れで、今、私は考えて保育所等の視察をさせていただいているところなんですけれども、ほかに、例えばこういう落としどころに持って行ったほうがいいよとかいう提案みたいなものがありましたら、お伺いしたいなというふうに思うんですが。

どうですか。

西依義規委員

僕も、そのタイミングで十分だと思うんで、6月、7月で視察行って、9月議会で、できたらイメージ的には、例えば共産党さんとか、公明党さんの意見書みたいなのが――あれは国に対するやつですけど、それを決議文というか、この、我々の多会派の総意であるというところで、できたらもう議員全体の総意として、市に対してこれだけ絶対という何かこう、伝わる文書のほうがいいかなと、口頭よりも。

そういったのが、そこでまたいろんな議論ができれば本当に我々全員が待機児童をゼロにしているんだよっていうのを市民の皆様にもわかっていただけかなっていうような、目に見えるものが私はいいなと思います。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

今の、西依議員のほうから意見書なり、またそういった関係で執行部に訴える方法もいいんじゃないかということでございましたけれども、ほかの方の御意見はいかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

僕も、西依議員さんの意見にもう全て賛成なんですけど、静岡市に今度行くじゃないですか、そういう意味も込めて。

それで、わかりやすい文面にあらわすというのも全て賛成なんですけど、例えば、当初からも保育園に視察行くのは、保育士不足の解消を目的としているところが入っていたと思うんですよね。

だけん、やっぱそれに基づいて静岡市もやっているんですけど、今、国とか県の責務のもと保育士確保プランってやっとなら、その中で、例えば鳥栖市はやっていないんですけど、保育園の資格取得であったり、就職に関する独自の助成をやっているところとかがあるんで、その辺も含めて、視察して保育士を減らすべきだっていうのにこの委員会としてはこういうのはどうだっていう提案も、具体的に幾つかつけられたらなって思うんですけど。（「ふやす、ふやす」と呼ぶ者あり）ああ、そうそう。逆、ふやす。すいません。

そういうのを含めて視察して、減らすべきには、委員会としてこれとこれはどうだろうかという（「ふやすよ、ふやす」と呼ぶ者あり）（「待機児童」と呼ぶ者あり）ふやす、そう、待機児童を減らすために、そういう拡充に当たる部分をふやしてはどうかっていう、そこも含めて視察に行ければなと思っています。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

内川隆則委員

私は、決定的に保育士の賃金と思うわけ。だって、職員、幾らもらいよる、嘱託職員、幾らもらいよる。

私は臨時職員ば解消してくれっていうふうにして、してもらった5年前か6年前かの経緯があるばってんね。決定的に賃金やけん。百姓も一緒、金になるなら誰でんするくさい、3Kとか言われても。絶対、賃金やけん。

だから、せめて、公立の保育所の嘱託職員の賃金ば14万円何がしかば、3万円ぐらいでも上げるとか、ボーナスばやるとかいうふうにしたら、絶対解消できると思う。

もう、ややもすると、俺は保育所が3カ所ふやしたら、低いところに合わせられるような競争原理が働きはせんじゃろち思うっちゃん。

小泉内閣のときに規制緩和、規制緩和でやってね、大学でん、トラックの運転手でん、タクシーの運転手でん無茶苦茶つくって、結局、質が低下してしもうたやん。そういうふうになりゃせんかと思うけんが、俺は絶対、賃金と思う。

成富牧男委員

担当課からもそういう話はいくつ出てくる。なんて言いよるかというのと、役所の賃金を上げたら民間のほうからブーイングが出るですもんねっっちゃうが、そりゃ出てよかと思うったいね、っていうことでした。

終わります。

内川隆則委員

そのことで、福岡市の保育所では、検討委員会がつくられたと。そのときに、私立保育所の理事長が懐にあんまり入れんなっちゃう意見が出たらしか、それが要望書として。以上。

柴藤泰輔委員

9月に西依委員が言われたように、そういう提案するってことであれば、あと2カ所、現地視察の予定がありましたよね。その日程を具体的っていうか、7月末に田代保育園、8月に布津原幼稚園ということで進めたいんですけれども。

中川原豊志委員長

それは後で。

柴藤泰輔委員

まとめてでも、その日程で、認定こども園、終わった後にまた委員会開くかどうか、提案書をつくるっていう、そういうのまでちょっと、諮ってもらっていいですか。

中川原豊志委員長

今、副委員長のほうからありましたのが、一応、7月に先進地視察で、7月の終わりから8月にかけて、あと布津原幼稚園と田代保育園を、今予定をしているところでございます。

それを7月、8月中には、終わった時点で、一旦、委員会の中で、全ての視察のまとめみたいところで、あと、それをもとに9月の議会において、委員会の総意という形で意見書なり、考え方なりを執行部のほうに提案するというふうな進め方をしたらどうかなというふうに思っておるんですけれども、そんな感じでよかですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、また保育所視察については、正副委員長と執行部のほうでまた調整をして日程のほうは決定させていただきます。

この件については、自由討議の中で、別に執行部のほうには、こういう話があったということは、別に言わなくてもよろしゅうございますか、保育所の今後の進め方については、「公

式な場では言わなくていいんですか、それ。9月に出す予定ですので」と呼ぶ者あり）（「それは、その時点でよか」と呼ぶ者あり）じゃあ、自由討議の中の報告としては、専決処分の件、あとほか、テーマとして挙げたいことがございましたらお受けいたしますが。

国松敏昭委員

随分、専決処分やったですか、（仮称）スポーツセンターの件で、何かまだ繰越明許で上げられたですね、今回。

それで、いろいろ話があって、これ、もちろん今、実施設計でしょう、6月末までに出すということで。もうちょっと皆さんの意見を吸い上げて、今の時点でどれだけ我々の意見が取り入れられるかはわからんけど、その辺、どうでしょうかね。ちょっと皆の意見聞いて、もう一遍、これも総括の中で言うだけで終わるのか、皆さんの御意見を聞いて、委員会としての意見にまとめていただくのか。ちょっとその辺も聞きたいんで、私から。

中川原豊志委員長

今、国松議員のほうから（仮称）健康スポーツセンターの取り組み状況等について、報告が繰り越しに、設計のほうになっているということで、お聞きをしたんですけども、今後の進め方等について、これはもう委員会の中でいろいろ議論もされた項目でございますけれども、自由討議の中で、ちょっと意見を組み交わしてはどうかという話でございますが、いかがでございましょうか。

成富牧男委員

私が執行部に言いたかったのは、当事者、さまざまな障害者団体とか、高齢者団体とかそういう、委員会にその都度報告するのももちろん必要やけど、実施設計の中で言うたのは、むしろそういう意味でここに報告しろやなくて、さまざまな当事者に意見をたっぷり聞くというのが必要やないかということです。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

とりあえず、自由討議の中で再度、（仮称）スポーツセンターについて御意見ありましたらお伺いしたいと。テーマとさせていただきたいというふうに思います。

樋口伸一郎委員

本当に成富委員さんがおっしゃったとおりだと思うんですけど、いろんな意見を聞くっていう意味では、本来は基本設計の中で行っておくべきで、その基本設計を諮られて承認をしたので、実施設計に入るのかなという、僕は認識をしているんですよ。

それだったら、やっぱり実施設計に入っていったら、実施設計を終わる期間も長引いてしまうちゅうことやけん、しっかり基本設計ができていなかったということになるんじゃない

かなという考えを持っているんですね。

僕もできるだけ、今からでも間に合うのであれば意見は聞きたいんですけど、基本設計で本来やって承認をすべきことが、実施設計に入ってからでもできるのかなっていうのを少し疑問に思っているんです。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

すいません、ちょっと休憩します。

午前10時34分休憩



午前10時50分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほどの（仮称）健康スポーツセンターにつきましては、実施設計もある程度めどは立っているということでございますので、今後の進め方としては、市民のための施設になるよう、担当のスポーツ振興課だけでなく、建設課、並びにまちづくり推進課、また、社会福祉課等も含めて、道路の問題、アクセスの問題、また都市公園の機能の問題等も含め、市全体で特別なチームつくるなどをしていただき、今後の整備について進めていただきたいという要望をするということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

自由討議は今、3件出ましたけれども、この程度でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、自由討議につきましては、先ほど言いました専決処分のあり方と、（仮称）健康スポーツセンターの件につきまして、総括の前に委員会からの提案という形でさせていただきます。

以上で自由討議を終わります。



中川原豊志委員長

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩



午前11時8分開議

中川原豊志委員長

再開します。

総括に入ります前に、先ほど委員間で自由討議を行いました。そこで、委員会としての総意ということで、二、三報告をさせていただきます。

まず、専決処分のあり方についてでございますが、今回、国保の件とかで専決の分が出ておりましたけれども、専決処分の内容によっては、例えば、議会で諮るべきではないかというふうな意見もありましたので、そういった内容については、場合によっては臨時議会を開くなど、今後検討ができないかというふうな意見でございますので、検討できるところにつきましては検討をいただきたいと。

また、臨時議会等がどうしても困難だということであれば、わかった範囲で委員会に早急に報告をまずいただきたいというふうなことでございます。

また、繰越になっておりました（仮称）健康スポーツセンターの実施設計の件でございますけれども、実施設計につきましては、今月末ぐらいを工期ということで報告を受けましたが、今後の進め方としましては、ぜひ市民のためになる施設でありますので、スポーツ振興課だけでなく、例えば、建設課だったり公園緑地係だったり、また、社会福祉課だったり、総務課だったり、道路の問題、アクセスの問題、また、都市公園のあり方等につきましても、所管の全てのところで、今後どういうふうな整備を本当にしたらいいのかというのを検討できるような、特別推進チームみたいなものを設置し、進めていただきたいというふうな要望でございます。

以上、自由討議の中で委員の中から出た意見でございますので、よろしく願いをいたします。

また、議案の審査中に、委員のほうから提出の要請がございました追加資料について、

執行部から提出がっておりますのでお手元に配付をしております。

この資料につきまして、確認したいことがございましたら意見をお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

成富牧男委員

もう、念のためですけど、これ特別、鳥栖市のことをこれにちょっとつけ加えるようなことは、ないんですね。あれば口頭でもいいですけど。なければならないでいいですけど。

吉田秀利国保年金課長

特段、ございませんけれども、市町村の一番最後のところに、平成 30 年度の保険料を県と決定というふうになっております。これにつきましては、国民健康保険の運営協議会、また議会のほうで審議をさせていただいて決定という形になるということでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

3 枚目になるんですかね、

中川原豊志委員長

3 枚目は別、1 枚目だけ。

樋口伸一郎委員

すいません。じゃあ、後ほどでいいです。（「ちょっと、あんまりアバウトやけんで、説明ばしてくれんかい。わからん、見たっちゃ」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

説明を求めますか。

じゃあ、説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

それでは、説明をさせていただきます。

まず、国保制度改革の流れということで、平成 27 年度、5 月 27 日の日に改正法が成立をいたしております。

これから、上が国ですけれども、国について申し上げますと、平成 30 年度からの新制度移行になっております。

また、低所得者への財政支援ということ、また国保基盤の強化ということで、国のほうは 1,700 億円の財政支援のほうを平成 27 年度から実施をしております。

また、平成 30 年度の施行後につきましても、プラスの 1,700 億円ということでの支援をするということになっております。

また、国のほうでは、地方との協議ということで随時協議を今現在されているところでご

ございます。

それから、その下の新システムの設計、開発というところでございます。これにつきましては、都道府県向けのシステム、市町村向けのシステム、連合会向けのシステムということで、3つのシステムのほうを開発をされております。

都道府県向けのシステムにつきましては、委員会のほうで御説明させていただきましたけれども、ことしの10月に提供をするということになっております。

また、市町村向けのシステムにつきましては、来年の10月に提供する予定となっております。

また、連合会向けのシステムにつきましては、来年の6月2日に一応——今のところ予定ですけれども——提供するというふうなことになっております。

それで、その下の、都道府県と市町村のところでございます。

都道府県と市町村につきましては、真ん中のほうに書いてあります、都道府県と市町村との協議の場ということで、これについて佐賀県では、広域化連携会議、また広域化連携実務者会議を2カ月に1回、開催をするということで、随時開催をされているところがございます。

また、都道府県につきましては、ちょうど真ん中になります、地域の事情を踏まえ、各市町村の納付金の額の算定のルール、国保の運営方針等を検討、決定ということになっております。これにつきましては、平成28年度中にこれを実施、決定をするというふうなことになっております。

それから、この決定を受け、平成29年度以降に平成30年度の各市町村の納付金の額や標準保険料を検討、決定ということになっております。それを受けまして、市町村のほうでは、平成30年度の保険料を検討、決定ということになっております。

ここにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、国民健康保険運営協議会で審議、答申を受けて、それをもとに議会のほうに上程をするということで、鳥栖市としては12月議会に上程したいと考えておりますけれども、県のほうでいきますと納付金、標準税率の決定という段階がおくれますと……、その状況によって、その分については今後変わってくるかなというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

では、引き続き御意見等がありましたら、お伺いいたします。

成富牧男委員

平成 30 年度まで使用されるということですよ。

古賀達也スポーツ振興課長

健康スポーツセンターにつきましては、現在、実施設計等を行っております、平成 29 年度に完成予定でございます。

そういう関係で、現在の市民プール……、平成 29 年度建設で、平成 30 年度供用開始ということで計画をいたしております。その関係で、現在の市民プールにつきましては、平成 29 年度までの使用ということで考えております。

平成 30 年度からについては、新たな施設での利用というような方向で考えているところでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

じゃあ、それぞれ、市民プールのスライダーは今年度からは使用をしないというふうに聞いていたんですけど、使用されるんですよ。

古賀達也スポーツ振興課長

市民プールのスライダーにつきましては、法定の点検等を行いまして、現時点で使用可能だということで、本年度につきましては、スライダーについては利用することといたしているところでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

その法定点検で塗装とかをされたんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

若干、さび等々があるところについては、舗装等、若干の修繕を行っておりますけれども、基本的には構造的に問題がないかというようなところでの点検を行っているところでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

危険性っていうことは全くないって認識してよろしいですね。

古賀達也スポーツ振興課長

安全であるということで、今年度は使用するようにはいたしております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

栖の活躍につつまして、県民に夢と感動、活力を与え、スポーツへの関心、それから、全国に向けて本県の情報発信につながるということから、今後のサガン鳥栖の活躍、選手に役立つ環境整備等の支援を行うものという目的のもとに整備されるものでございます。

場所につつましては、北部グラウンドのクラブハウスの東側に建設の予定でございます。

施設の概要でございますけれども、現在、クラブハウスの横にトレーニングプール、いわゆる、簡単な浴室とクールダウン室の2つの部屋を設ける予定でございます。主に、リハビリ施設の位置づけで設計をなされるというふうに聞いております。

木造平屋建てでございますまして、面積につつましては約73平方メートルと聞いております。

事業計画につつましては、本年度でございますが、設計を行う予定と聞いております。6月県議会に設計委託料を予算計上されているところでございます。

また、平成29年度に工事完了を行いまして、平成30年のシーズンに向けて、平成30年から使用できるような形で計画をされているところでございます。

なお、県のほうで建設をなされまして、その後は、クラブハウスと一体的な管理運営等を行うというような観点で、鳥栖市のほうに無償譲渡を予定されております。

鳥栖市といたしましては、サガン鳥栖のほうにクラブハウスと同様に貸付を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、今回施設整備に当たりまして、サガン鳥栖側のほうで維持管理経費、光熱水費であったり水道料等の負担、それから、修繕等の負担についてはサガン鳥栖のほうで行うということで確認をいたしているところでございます。

簡単ではございますけれども、御説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

次に、市民協働推進課からですか、報告を受けます。

宮原 信市民協働推進課長

それでは引き続きまして、厚生常任委員会参考資料の議案外、旭まちづくり推進センター改修事業（大規模改修）の改修計画（平面計画）素案につつまして、御説明をさせていただきます。

こちらの資料のほう、1ページのほうを御参照いただければと思います。

こちらのほうに今お配りさせていただいております設計図につつましては、現在、施設のレイアウトの上に赤で改修計画を記載したものでございます。

旭まちづくり推進センターの改修につつましては、昨年度、地元の区長会、まちづくり推進協議会などとの意見交換を行うとともに、まちづくり推進センターの利用者の方々からも

アンケートを取らせていただくなどいたしまして、基本設計を行ったところでございます。また、4月の区長会におきましても、改修計画の素案につきまして御報告をしてきたところでございます。

今回の改修事業の基本的な考え方といたしましては、資料の図面の右下のほうにも記載をさせていただいておりますけれども、まず、西館と東館をつなぎます連絡通路の整備、旧公民館と旧老人福祉センターのそれぞれの建物の間があいてございます。

これまでも、扉を開いて、一度外に出てから行き来をしていたというようなところがございますけれども、こちらのほうを一体的な使用をできるようにということで連絡通路のほうを整備させていただきたいと考えております。

次に、西館の2階にございます集会場、大人数で集会等があるときにつきましては、西館の2階のほうの集会所のほうを御利用いただいておりますけれども、こちらの機能を東館、旧老人福祉センターの和室、広い和室がございますけれども、そちらのほうに機能を移すということを考えております。

続きまして、これまで、こちらの施設のほうに多目的トイレがございまして、今回の改修に合わせまして多目的トイレの設置をさせていただきたいと考えているところでございます。

その設置の場所でございますけれども、今回、東館、西館の施設をつなぎます連絡通路の作成、今回増築をさせていただきたいと考えておるんですけど、そちらのほうに併設する形で多目的トイレ及び女子トイレのほうを建設させていただきたいと考えているところでございます。

また、こちらのまちづくり推進センターにつきましては、災害時の避難所ということで位置づけをしておりますことから、防災機能を充実するために防災倉庫及びシャワー室のほうの整備を考えているところでございます。

それで、今後のスケジュールといたしましては、現在、実施設計につきましては、せんだって発注をさせていただいております、今年11月末を完了ということで、工期を定めまして現在進めているところでございます。

また、工事の施工でございますけれども、これまで、早ければ平成29年2月、今年度中の工事着手をということで考えておりましたけれども、一般財源以外の財源として助成制度等の活用も検討しているところでございまして、そういった助成制度の採択の可否につきましては年度末でなければ判明をいたしませんことから、工事の着手につきましては、平成29年度に入ってからということで現在考えているところでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことがございましたらお受けいたします。

成富牧男委員

このプロサッカー支援拠点施設、幾つか確認したいんですが、6月議会にもうすでに県のほうに、県議会に予算が出るっちゅうことですよ、設計の分が。

鳥栖市に話がなくて進むはずはないと思うんですが、鳥栖市にそもそもこの話があったのはいつの時点なのか、それ1つですね。

それと、ここは、そもそもまだ学校用地、中学校用地でしょう。弥生が丘中学校用地っていうのは外れていないと思うんですね。ですから、そこら辺のさばきっていうか、例えば議会で言うなら総務文教のほうにも同じような報告が合わせてなされたのか。私は必要だと思うんですがね。

そういうさばきをどういう、今日まで、ここにこういうふうには報告されるまでされてきているのか、それと、あと具体的に議会がかかわれるとすれば、どういう時点でどういうことにかかわれるのか。

以上です。

古賀達也スポーツ振興課長

まず、県からいつの時点でお話があったのかということで、佐賀県のほうからは、ことしの3月からお話が起きているところでございます。

具体的に、佐賀県のほうで整備をされるという方針等の決定を含めてお話があったところまでございまして、佐賀県のほうで整備をされる場所についてもクラブハウスの東側というような決定がなされ、予算計上されておりますので、今回、議案外でございましてけれども御報告をさせていただいたところでございます。

また、議員御指摘のように、この土地につきましては、中学校の用地ということで先行取得をしているところでございます。現在、北部グラウンドといたしまして、クラブハウスを含めスポーツ振興課のほうで借用をして活用しているところでございます。そのような観点で、今回クラブハウスと同様に県のほうで施設を整備されますけれども、鳥栖市に無償譲渡され、鳥栖市の所有のもとに管理を行うということで、整理ができるのではないかとということで、現時点では、北部グラウンドの活用と同様な形での考え方を持っているところでございます。

また、議会での審議となりますと、具体的には、手続的な面で議会に議案として提案することはないかと思っております。

実際、建物については、県から無償譲渡いたしますので、建物の使用料については免除となるかというふうに思っておりますが、今回立てます土地の使用料、建物が建った分の土地の使用料については御説明をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、唐突感が否めないんですが。そんなら、1番目の質問ですけど、いつからच्छゅうことで、鳥栖市がよかよって言ったのはいつですか。

古賀達也スポーツ振興課長

具体的に、文書でのやりとりについては行っておりませんが、こちらのほうといたしましては、今議会の前あたりまでに内部での協議を行ってきたところでございます。

また、正式に県のほうが議会に出されまして、その後、再度、正式に内部での協議を行ってきたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

だからその際、さっき言ったような教育委員会、そこら辺ちょっとどげんなりですかね。教育委員会の所管でしょう、ここ。今、御存じのように、もう……。

それは、考え方いろいろありましようけど、田代中学校どんどんも大きくなっていますよね、ふえていますよね子供たちが。そういう中で、またこういうことをするならば、それなりのやっぱ手続が教育委員会とのお話し合いとか、公式の話し合いとかは、まず、必要ないのか。必要であるとすれば、されたのか。最終的には手続、何か文書でこうするんでしょうけど。まず、手続的にそういうのは必要ないんですかね。

古賀達也スポーツ振興課長

現在、中学校建設用地ということで先行取得を土地開発公社のほうでしているところでございます。

中学校建設についての間、現時点では、北部グラウンドとしてスポーツ振興課のほうで借用いたしまして、活用を行っているところでございます。

当然、今回、リハビリ施設について、鳥栖市のほうで財産として所有いたしますので、北部グラウンドの活用……、北部グラウンドの中で判断をできるようになるかというふうに思っております。

また、御指摘の教育委員会、今回につきましては、教育委員会との協議はいたしていないところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

教育委員会との協議とかは要らないんですか。

それと、今言ったように総務文教委員会への報告とかもせんといかんかなって。それは、そちらがされるんやなくて教育委員会がやるんでしょうけど。

何か、そういうふうなのは必要ないんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

現時点では、北部グラウンドとして現在使っておりますので、北部グラウンドのあり方というような形で整理をさせていただいたところでございます。

そういった関係で、当然、仮に中学校建設ということになると、北部グラウンドの廃止等含めて、この施設についても同様な取り扱いになるだろうということで、現在、北部グラウンドについての一体的な管理の中での、今回、県の整備について了解をしたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと最後にしますけど、これ、何かこの活用方法を変えたとか、そういうソフト的な話じゃないでしょうか。ここに、恒久的な——恒久的なっちゅうか、ハードのこういうプールっちゅうのをどんとつくるわけでしょうが。そういうやつは、さっき言われた北部グラウンドの運営の……、運営の中でかいな、そういう考え方でいいとですかね。いいですかね。っちゅうのは、わからんけん聞きよっとですよ。

古賀達也スポーツ振興課長

北部グラウンドの施設、それからクラブハウスも含めてですけれども、その一体的な中での中学校建設についての対応になるかということで、そういうことで先ほどお答えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

そしたら、ちょっと納得できませんけど、総務文教にも報告は要らないという判断、それは教育委員会がするとかなあ、どうですか。それは、私が判断するものではありませんやったら、それでもいいですけど。それでもう終わります、答えもらったら。

古賀達也スポーツ振興課長

すいません、繰り返しになりますけれども、現在クラブハウスを含めて北部グラウンドとして一体的にスポーツ振興課のほうで土地開発公社からお借りをいたしまして活用しているところでございます。

その、北部グラウンドのクラブハウスの附属設備的な部分で、今回建設をされますので、そういう部分での管理ということで教育委員会のほうにも協議をいたしておりませんし、実際、クラブハウスの機能向上という観点で、そういう考え方で整理をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

質問やなくて、私の意見です。教育委員会に報告してない、協議してないっていうのはちょっとあんまりだと思います。

中川原豊志委員長

ほか、御意見等ございましたら。

西依義規委員

県のほうから建てていただくっていう、寄附金からの支出ということで、先ほど修理費や光熱水費はサガン鳥栖のほうという御説明でしたけど、そういった文書の協定書とかそういったのは交わすんですか、今後。

古賀達也スポーツ振興課長

今後につきまして、県のほうとそういう手続、文書で交わすのか、協議録として捺印をして、それを文書として確認するのかというところになるかと思います。

現在、維持管理、修繕料について負担していただくことについては、協議録のほうで整理を行っているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

それは、クラブハウスも同じ条件なんですか。

古賀達也スポーツ振興課長

クラブハウスにつきましては、維持管理、光熱水費とか電気料については、直接サガン鳥栖のほうがそれぞれの会社と契約をされて、支払いをされております。

で、あと修繕については、構造的な修繕については市のほうで負担をしておりますけれども、使用に当たっての軽微な修繕についてはサガン鳥栖のほうで修繕をされているというふうに聞いております。これについては、使用許可の中で、条件の中でそういうふうなところをうたっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

いや、何か聞いていると、クラブハウスの条件とこのトレーニングルームの条件が違うみ

たいなんで、何か協定なり、やっぱり文書残して、後々その出どころが——鳥栖市がしっかり税金で建てたらまだわかるけど——違う方向から出ていますんで、やっぱりサガン鳥栖さんと鳥栖市の思惑が、いやいやあれうちがもらったんだからっていう感じで、いや、あれは鳥栖市だっていうのがいずれ、何かこう、もめないようにぜひよろしくをお願いします。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

国松敏昭委員

ちょっと、基本的なことですけど、そしたらこれは、あくまでもここに書いてあるように、サガン鳥栖の選手用のリハビリに使うということで、例えば、このクラブハウスとか、この敷地が休みのときは一般の市民とかが利用するとかっていうのは、あえてちょっと、その辺まで考えられるのか。もしくは、あくまでもここにあるように選手のためのものなのかと。ちょっとその確認です。

古賀達也スポーツ振興課長

こちらにつきましては、一般の利用は考えていないところでございます。

選手の、あくまでもリハビリ的な部分で整備をされるものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

やっぱり、これを絶対いかんとか言うじゃないけど、いくら鳥栖市を元気にするって言っても、やっぱり民間株式会社ですよ。それを支援することになるんですよ。

だから、やっぱりほかにもいろいろあるわけでしょうが、もちろんこれが鳥栖市って言うのはわかりますけど、久光とかもあるし、そこんところを支援する場合については、公の支援をする場合については、そこら辺も十分配慮をされて、例えば福岡市なんかは、あそこはサッカーもあれば——まだ、残っとなのかな——バスケットとかもありますね。それから、大きく言えばソフトバンクもあるんですよ。

ですから、あえて、どれかに踏み込んだような支援はやってないということをちょっと聞いたことがありますので、くれぐれも、いいこと……、基本的に私も反対やありませんけど、そういうところを十分留意してやられるべきだってことを申し上げておきます。

西依義規委員

僕も、このクラブハウスはいいことでしょうけど、クラブハウスができたおかげで一般の方に貸し出さない、使いにくいって話を聞いたんですよ。これ、昨年北部グラウンドを

一般の方に貸し出したのは何日貸し出されていますか。

古賀達也スポーツ振興課長

すいません。申しわけございませんけれども、現在、手元に資料がございませんで、一般に貸し出した件数については、ちょっと現時点ではお答えすることは難しゅうございます。

申しわけございません。

西依義規委員

多分、予想では少ないか、ゼロかと思うんですけど、聞いた話というか、例えば子供たちのサッカー大会をやりたいと。すると、クラブハウスをごちゃごちゃするんで、あそこは貸したくないという話なんで。

少し本末転倒の話になってきているんで、やっぱり市が主導で、せめて年に一回か二回、鳥栖市の管理で北部グラウンドをちゃんと市民にも開放しているんだよっていうのをスタジアムと同じようにされないと、徐々に多分、特に弥生が丘の住民の方はだんだんあそこはサガン鳥栖のものになっているっていう思いなんで。

あくまで使用料をもらって土地も鳥栖市なんですよというところは、もっと議論するなら、中学校予定地を外すか、外さないの議論もちゃんと逃げないでしたほうがいいのかなどと思いますんで、ぜひ、ことし踏み込んでいただきたいと思います。

中川原豊志委員長

御意見ということですね。

あとは、よろしいですか。

樋口伸一郎委員

済みません。

大規模改修の参考資料で、3つ確認をさせてください。

というのが、基本設計っていう説明があって、基本的な考え方が大体ここで踏まえられたのかなあというふうに思っているんですけど、パブリック・コメントを含み、どの程度の組織や団体さん、区長会を初め、その方々から御意見を聞かれて、反映ができたのかって、基本設計の段階でっていうのを少し御説明を、補足していただければと思います。

宮原 信市民協働推進課長

今回の、この大規模改修に関しましてパブリック・コメントは実施をしておりません。

それで、地元の方の御意見を伺ったっていいのですが、先ほど御説明しましたのは区長会のほうに出向きましてお話をさせていただいた。

あと、まちづくり推進協議会の方にも同様に御説明をさせていただきましたのと、旭のまちづくり推進センターを御利用されてらっしゃる方々にアンケートを取らせていただきましたし

て、御意見をいただいた中で基本設計のほうにも反映をさせていただいたところではございます。

主な意見といたしまして、こちらの基本的な考え方のほうにもございますように、西館と東館の通路をつくって行き来をできるようにですとか、それぞれの部屋の機能につきましてちょっと考えてくれないかというものと、今回含めておりますけれども、多目的トイレの設置等につきましては御意見をいただいているところでございます。

ただ、一部御意見をいただきまして、反映をさせていただけなかったところもございます。建物の躯体を扱うといいますか、壁はなかなか撤去ができかねるかというようなところで、やはりここにつきましては、そういった御意見をいただいた中でも、建物等の構造も考えながら、今回の設計のほうに反映させていただいたところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

それで、大体その中に、可能な範囲での声は反映させていただいたというふうに認識をさせていただいた上で、基本設計が終了したというふうに理解をさせていただきます。

今後、御説明の中に平成 28 年 11 月末でしたかね。それで、実施設計が予定どおりいけば、完了して、平成 29 年度に入ってから着手ということになっていくと思うんですけど、これ、まだ実施設計とか出てないんで、おおよそでいいんですけど、この、今反映している、この赤線の段階で着工期間っていうのは大体どれくらいで見込んでありますか。これ、多分ずれも出てくると思うんですけども。

宮原 信市民協働推進課長

こちら、一応 11 月末までの設計の工期ということで進めておりますけれども、改修工事の実施につきましては、来年 5 月から大体 2 月までの 10 カ月程度ということで考えております。こちらのほうが 2 月に各まちづくり推進センター、それぞれ一番大きなイベントといいますか、文化祭のほうを開催されますので、それまでに完成をさせていただければということで考えているところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そしたら最後に、一番下に、今後変更する場合があります、ということで書かれておりますけど、これ着工してからのことはいいです。その前まででいいんですけど、実施設計が 11 月末ぐらいまでに進んでいくというふうに仮定した場合に、どういう場合に、例えば、どん

な変更があるのかなって、どんな変更の可能性が出てくるのかなと思ったんですけど、想定される変更のケースっていうのを、見込まれる分でいいんで教えていただけたらと思います。

宮原 信市民協働推進課長

今現在、基本設計から大きく変わるところというのは想定しておりませんが、この基本設計は、あくまでも本当基本的なイメージといいますか、この部屋をどうする、機能を移すとか、そういったところがございます。

ですから、今回の実施設計につきましては、まだ詳しく建物等を、中身を精査しながら進めて行くことになりますので、そういった中で、また新たな問題等が発生することもありますので、ちょっとこういったことでこちらのほうに記載をさせていただいたところがございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

多分、基本設計の中で大まかな考え方とか大体決まっていると思うんで、実施設計の中で、抜本的な変更とかあんまりないのかなというふうに思ってますんで、できるだけ実施設計に入っていく前に、ここの基本設計ができてればなあというふうに思ったので、質問させていただきました。

ありがとうございます。終わります。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

西依義規委員

インターネット環境とか、今後、市役所、庁内の話もそうですけど、例えば今度の中にインターネット環境をどういうふうな配線でしたらとか、いずれは公衆無線LANを導入しようと思うとか何か、せつかく大規模改修なんで、そこでやっとして、違うセンターをやって行くという考え方もあると思うんですけど、その辺は検討されましたか。

宮原 信市民協働推進課長

インターネット、ウェブ系の環境整備につきましては、今のところパソコン教室をそれぞれのまちセンのほうでも開催しております、そういったLAN線等の配線につきましては考えているところがございますけれども、先ほどおっしゃられました、例えばWi-Fiですとか、そういったものにつきましては、無線LANにつきましては、今回の改修の中では設置の計画は今のところございません。

西依義規委員

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊞

